

軽自動車税種別割のお知らせ

賦課期日（4月1日）現在、市内に主たる定置場のある原動機付自転車・軽自動車等を所有している方は、軽自動車税種別割を納めていただきます。

4月2日以降に譲渡・廃車の手続きをしても4月1日現在の所有者が納税義務者となり、年税額を納めていただく必要があります。

●経年車重課について

三輪および四輪以上の軽自動車について、最初の新規検査から13年経過した車両は、標準税率より高い重課税率が適用されます。令和4年度は、平成21年3月31日以前に最初の新規検査を行った車両が対象です。

（例）四輪軽自動車（乗用・自家用）の場合：
72000円→1万29000円

●減免について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方または生計を一にする方が所有・運転する場合は、申請により軽自動車税種別割の減免を受けることができます。令和4年度分の新規減免を受ける

車種	手続き・問合先
原動機付自転車 小型特殊自動車	加西市役所税務課 加西市北条町横尾 1000 TEL：0790-42-8712
3輪以上の 軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 姫路支所 姫路市飾磨区中島福路町 3313 TEL：050-3816-1848
2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	神戸運輸管理部姫路自動車検査 登録事務所 姫路市飾磨区中島福路町 3322 TEL：050-5540-2067

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

場合は、5月31日（火）までに申請が必要です。

●農耕作業用自動車の登録について

農耕作業用自動車（トラクター等）で乗用可能なものは、道路の走行の有無にかかわらず、軽自動車税種別割の対象となり、ナンバー登録が義務付けられています。

●登録・廃車・名義変更等の手続き先について

軽自動車の登録・廃車・名義変更等は、左記で手続きしてください。年度末は窓口が非常に混雑するため、比較的混雑の少ない3月中旬までにお済ませください。

問合先：税務課 ☎8712

加西の贈り物「五つ星ひよどり」認定

加西市観光協会が市内企業と共同開発した商品が、兵庫県と県物産協会が選定する「五つ星ひよどり」に認定されました。応募数105点の内地域らしさと新しさを兼ね備えた60点が認定。加西市



からは内藤織維の「播州織加西てぬぐい」と、合名会社アリモトの「加西ふるさとほのぼのせんべいセット」が選ばれました。加西からの贈り物として喜ばれる逸品です。
問合先：加西市観光協会 ☎8715



返還している奨学金の一部

加西市内に居住している市民が返還した奨学金の一部を補助する「加西市U・J・ターソン促進補助金交付制度」の令和4年度の申請を受け付けます。

補助金額：前年度中に返還した奨学金の1/3（上限10万円）

申請期間：4月1日（金）～30日（土）※継続して申請される方も再度申請してください。

対象者：①～④の要件を全て満たす方

①平成24年4月1日以降から奨学金の返還を開始した方、または平

成24年4月1日以降に新たに加西市に住民登録した方で、引き続き加西市に住民登録があり、居住している方

②月賦、半年賦、年賦で奨学金（返還期間が9年以上のものに限る）の返還を行い、滞納していない方

③前年（令和3年1月1日から12月31日まで）の所得金額が300万円未満の方

④市税等の滞納がない方
問合先：人口増政策課 ☎8700

詳細はこちら↑

市在住の学生向け補助・助成

遠距離通学者の定期券購入費

加西市在住で大学等に遠距離通学をする者に対し、通学定期券購入費の一部を助成する「加西市大学生等遠距離通学定期券購入助成金交付制度」の令和4年度の申請を受け付けます。

対象者：①～④の要件を全て満たす方
①公共交通機関を利用して遠距離通学をする者、②加西市に住所を有し、かつ生活の拠点があること、③年齢が申請日現在において満18歳以上であること、④交付対象者および生計を一にする世帯に属する者に市税の未納がないこと
問合先：人口増政策課 ☎8700

※北条鉄道利用者は、粟生駅までの定期券代の2/3と粟生駅からの定期券代の1/2（月額上限1万円）を助成します。
申請期間：4月1日（金）～5月31日（火）

詳細はこちら↑

うずらのでスタンプラリー 21日まで

スマホを使ったスタンプラリーを開催します。

昭和18年の姫路海軍航空隊復元図を頼りに、各チェックポイントをめぐるスタンプを集めると、抽選でアラジンLEDランタンスピーカーなど豪華賞品をプレゼント。

期間：3月21日（月・祝）まで
場所：鵜野飛行場跡周辺（15カ所）
問合先：鵜野飛行場跡周辺古地図再生プロジェクト事務局 ☎8756
スタンプラリーサイト
ambula map アプリ

幼稚園・認可外保育施設利用の申請

令和4年4月以降に利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児は施設等利用給付の対象です。施設等利用給付認定の申請をしてください（市外にお住まいの方は、居住の市町村に申請してください）。

令和4年4月以降に利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児は施設等利用給付の対象です。施設等利用給付認定の申請をしてください（市外にお住まいの方は、居住の市町村に申請してください）。

令和4年度 町ぐるみ健診

6月から12月の期間に、20歳以上の市民の方を対象に実施します。希望の方は早めに申し込んでください。

6月から12月の期間に、20歳以上の市民の方を対象に実施します。希望の方は早めに申し込んでください。

健幸アプリ 22日からポイント交換

次の①・②の条件を満たす方にポイント交換のお知らせを3月中旬に送付します。お知らせに記載された指定期間にポイント交換へお越しください。

①2月28日（月）までに、アプリ内のアカウント登録が正しくでき、2月末時点で確認できた方
※事業対象者は「平成14年4月1日以前生まれの加西市に住民登録のある方」

②総保有ポイントが1000ポイント以上ある方
ポイント交換実施期間：3月22日（火）～4月16日（土）
交換場所：健康福祉会館総合受付
持ち物：「加西・多可健幸アプリ」をダウンロードしているスマートフォン、受領書、本人確認ができるもの（運転免許証など）
注意事項：登録者本人のみの交換対応となります。
問合先：健康課 ☎8723

